

豊橋市広報紙広告掲載実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が発行する広報紙に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 広報紙に掲載する広告（以下「広告」という。）は、豊橋市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第3条及び豊橋市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）の規定に適合するものであるほか、行政広報紙としての品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものとする。

(広告掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、広報紙裏表紙及び広報紙中面で市が指定する頁とする。

(掲載回数)

第4条 広告を掲載する回数は、月1回とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 天地：24.0cm 左右：18.0cm

(2) 配色 4色（フルカラー）

(広告代理店)

第6条 市は、広告主を募集し広告原稿制作を行う事業者（以下「広告代理店」という。）に広告掲載枠を売り渡すものとする。

(募集方法)

第7条 広告の募集は、広報紙広告掲載募集要項により行うものとする。

(掲載の申請及び承認)

第8条 広告代理店は、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）から広告掲載の依頼を受けたときは、広告の内容、デザイン等について、法令、要綱、掲載基準等にもとづき、事前審査を行うこととし、修正等の必要がある場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 広告代理店は、前項の事前審査の結果、法令、要綱、掲載基準等に適合していると判断したときは、広告ごとに、広報紙広告掲載申請書（様式第1）に掲載しようとする広告原稿を添え、市長に申請するものとする。

3 市長は、前項の申請を受理したときは、広告の内容、デザイン等について法令、要綱、掲載基準等にもとづき、広告の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、または要綱、掲載基準等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

4 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告代理店に対し、広告掲載決定通知書（様式第2）により、その旨を通知するものとする。

(掲載の方法)

第9条 広告代理店は、広告の掲載内容について市と協議し、市が指定する期日までに完全原稿で市に提出するものとする。

- 2 掲載広告の色校正は、市に一任するものとし、市は色調などの違いに責任を負わないものとする。

(広告主の責任)

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとし、広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(広告主の届出義務)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告主は、広報紙広告申請内容変更届（様式第3）により、市が指定する期日までに市長に届け出なければならない。ただし、市長が、特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 広告を差し替えるとき
- (2) 広報紙広告掲載申請書または添付書類の記載内容に変更があったとき

(掲載の取消)

第12条 市長は、広告主がこの要綱の規定に違反して、又は偽りその他不正な手段により第8条第4項に規定する承認を受けたときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- 2 市は、前項の規定による取消し等により広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(審査会)

第13条 広告の掲載に関する事項を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、企画部長をもって充てる。
- 4 委員は、広報広聴課長兼広報戦略室長、政策企画課長、秘書課長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第14条 審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、やむを得ず会議に出席できない委員に対し、書面により審査を行わせ、当該審査に代えることができる。
- 3 委員長は、広告の内容により、関係部局の担当課長その他委員長が必要と認める者を会議に出席させ、又はその意見を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審査会の庶務は、広報広聴課において処理する。

(雑則)

第16条 この実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要綱は、平成 23 年 11 月 30 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 2 日より施行する。

この要綱は、平成 24 年 11 月 30 日より施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 28 年 11 月 25 日より施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 14 日より施行する。

この要綱は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。

この要綱は、平成 29 年 11 月 13 日より施行する。

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この要綱は、令和 5 年 11 月 30 日より施行する。

この要綱は、令和 7 年 3 月 12 日より施行する。

広報紙広告掲載申請書

豊橋市長 様

(広告代理店)

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

広報紙に広告を掲載したいので、豊橋市広報紙広告掲載実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

広 告 掲 載 希 望 者	所 在 地		〒 ー
	名 称		
	代表者役職名・氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		E メール	
業 種			
掲載希望号		年 月号 裏表紙 中面	
広告の内容		添付の広告原稿のとおり	
広告の大きさ		天地 mm 左右 mm	
添 付 資 料		広告原稿（出力原稿及び電子データ）	
		会社概要（登記簿謄本の写し等）	
		承諾書（市税の滞納額が無い証明を交付申請するためのもの）	
		許可・登録・資格等が必要な業種については、それを証明するものの写し	

年 月 日

(広告代理店) 様

豊橋市長

年 月 日付で申請がありました広報紙広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分		☐ 掲載する ☐ 掲載しない 理由 ()
広告掲載希望者	所 在 地	〒 ー
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
掲載決定号		年 月号 裏表紙 中面
広告の内容		提出の広告原稿のとおり
広告の大きさ		天地 mm 左右 mm

担当 豊橋市役所企画部広報広聴課

TEL (0532) 51-2165

FAX (0532) 56-5711

広報紙広告申請内容変更届

豊橋市長 様

(広告主)

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋市広報紙広告掲載実施要綱第 1 1 条により、下記のとおり変更を届け出します。

記

広 告 掲 載 者	所 在 地	〒 ー
	名 称	
	代表者役職名・氏名	
変更する広告掲載号		年 月号 裏表紙 中面
変更理由		☐ 広告を差し替える。 ☐ 広報紙広告掲載申請書または添付書類の内容に変更がある。
変更後の 広告原稿		(広告原稿を変更する場合は、出力原稿及び電子データも添付してください。)
申請書または 添付書類の 変更後の内容		

年 月 日

承 諾 書

豊橋市長 様

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者)

(電話 局 番)

豊橋市広報紙広告掲載申請にあたり、市税及び国民健康保険税の滞納額を閲覧すること
には差し支えありません。